

議案第92号

新居浜市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(新居浜市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 新居浜市国民健康保険条例(昭和35年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を「その年」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を

「その年」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（新居浜市介護保険条例の一部改正）

第 3 条 新居浜市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を「その年」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部改正）

第 4 条 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例（平成 24 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を「その年」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の新居浜市国民健康保険条例附則第 3 項、第 2 条の規定による改正後の新居浜市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 項、第 3 条の規定による改正後の新居浜市介護保険条例附則第 6 条及び第 4 条の規定による改正後の新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例附則第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金に

については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険料等の市の歳入に係る延滞金の割合の特例についての規定を整備するため、本案を提出する。